

**ブロードバンド普及促進のための
競争政策委員会ヒアリング資料**

**2011年6月14日
イー・アクセス株式会社**

モバイルブロードバンド普及促進のための観点

→ 周波数のイコールフットイング

→ ドミナント規制

→ 端末のオープン化

NGNのオープン化によるサービス競争の促進

イー・アクセスは、モバイルデータ通信市場へ新規参入 ナローバンドからのブロードバンド化を率先

モバイル市場

総契約者数: 1億2,564万
総売上高: 約9兆円

SBグループ 23.8%

契約者数: 2,989万
売上高: 1兆9,446億円

KDDIグループ 27.2%

契約者数: 3,422万
売上高: 2兆5,907億円

ドコモ 46.4%

契約者数: 5,826万
売上高: 4兆2,243億円

事業開始4年経過後でも
既存事業者との事業規模のギャップは大きい



2007.3月 独立系ベンチャーとして新規参入

完全定額制
高速化
3.6Mbps
⇒7.2Mbps
⇒21Mbps
⇒42Mbps

2011.5月

市場シェア: 2.6%
契約者数: 327万
売上高: 1,426億円

出所: TCA (2011年5月末)、2011年3月期各社決算資料

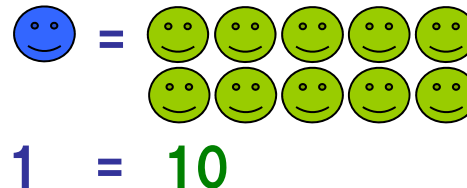
ICT発展のエンジンとして期待されるモバイルブロードバンドの トラフィックは、音声×100倍以上



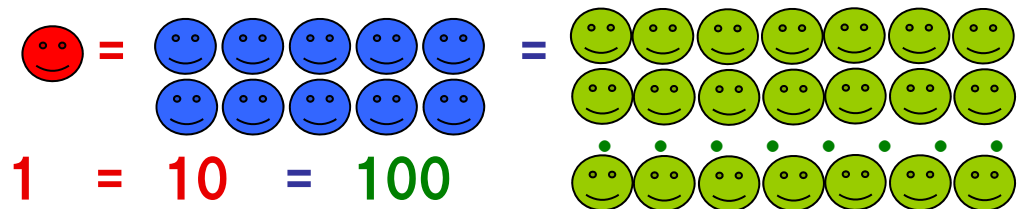
音声ユーザ
10MB/月～



スマートフォン
ユーザ
100MB/月～

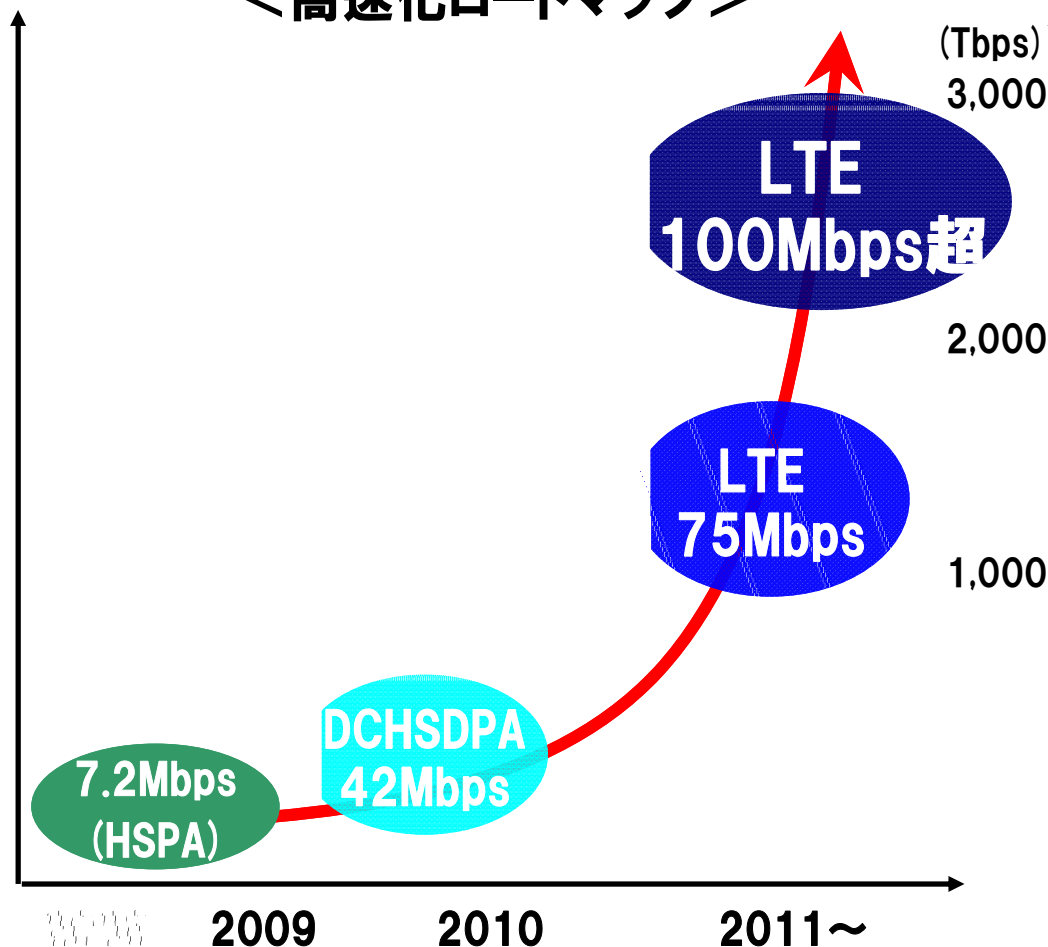


モバイルブロード
バンドユーザ
1GB/月～

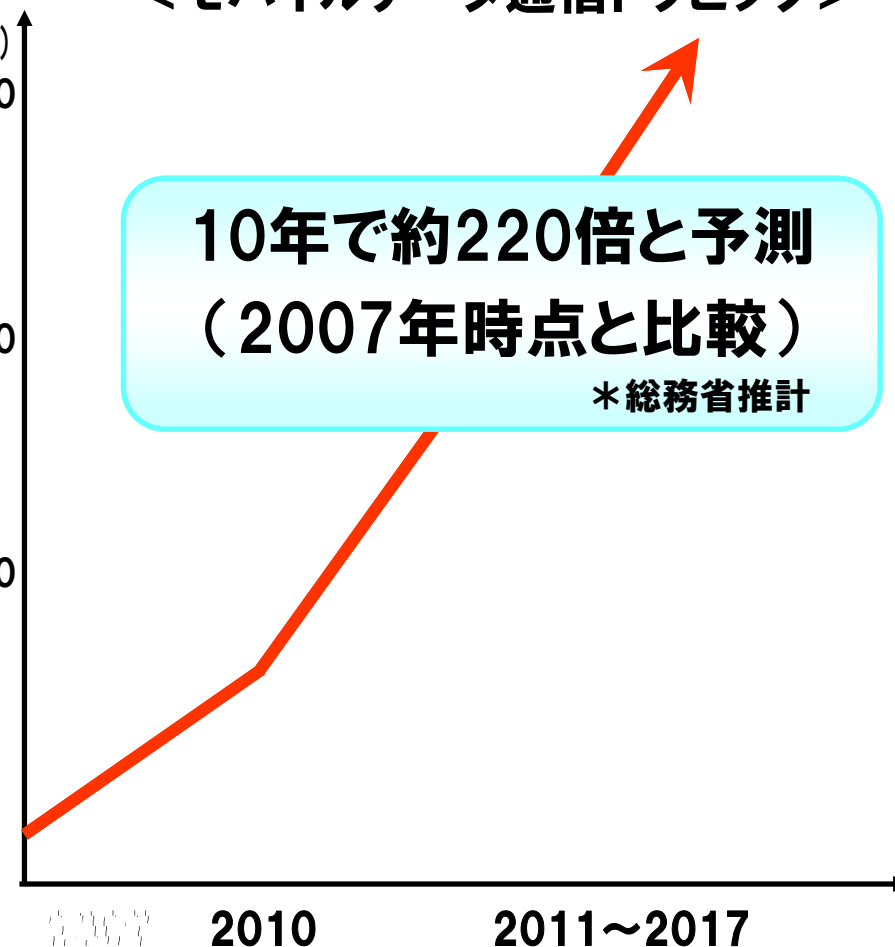


LTEによる高速化で、トラフィックも飛躍的に増加

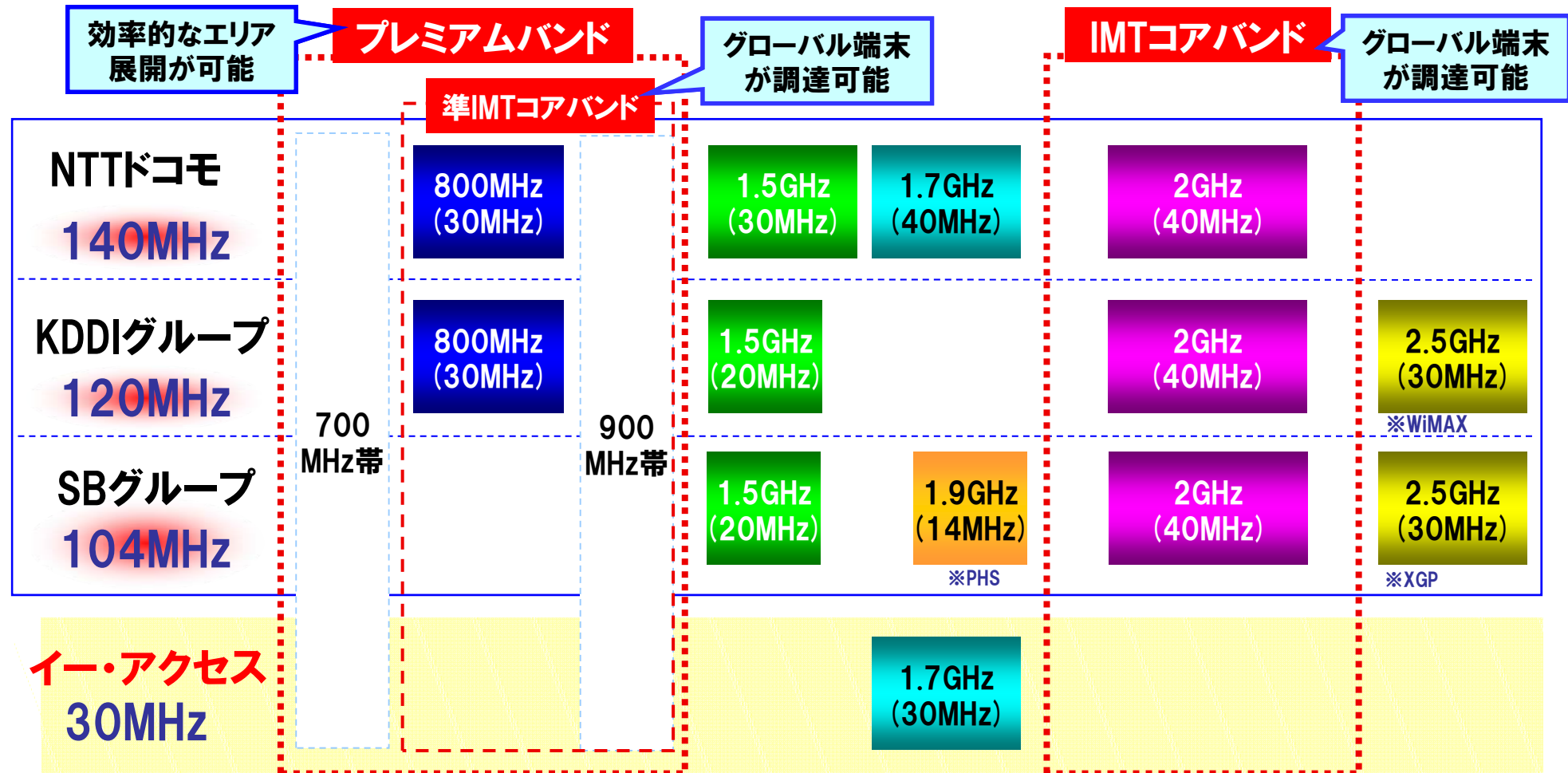
<高速化ロードマップ>



<モバイルデータ通信トラフィック>



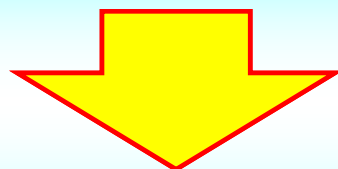
新規参入(新興)と比較し、先行事業者は、“質”・“量”で競争上優位



「プレミアムバンド」: 電波伝播特性に優れた1GHz以下の周波数帯、 「IMTコアバンド」: IMT-2000の世界共通周波数

**周波数割当ては、競争政策の基盤
周波数の拡大と共に、イコールフットイングを確保**

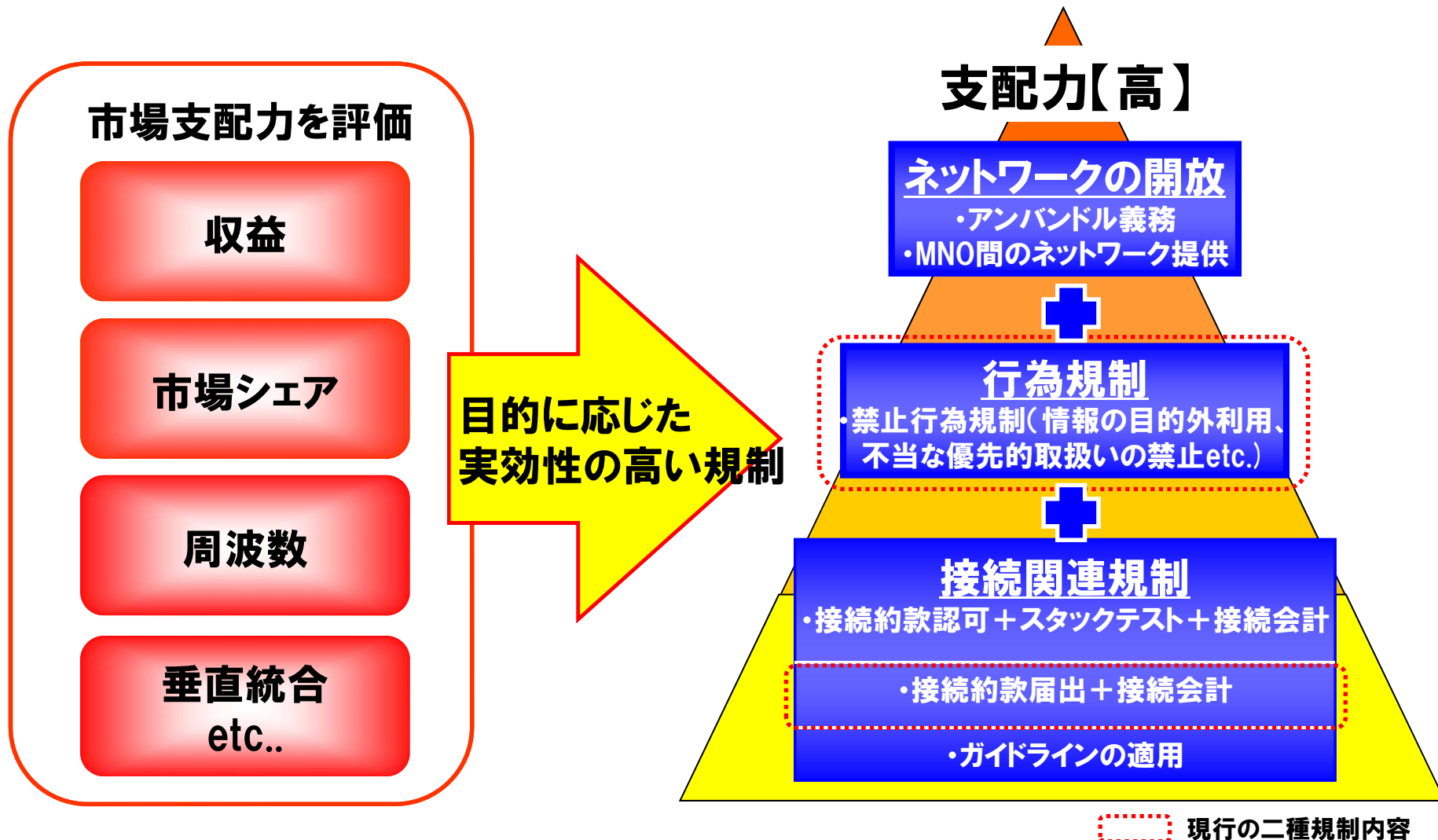
総務省方針：2015年までに300MHz帯域以上を新たに確保



**周波数のイコールフットイングを確保する
周波数割当て政策が必要**

**周波数割当てにおけるイコールフットイングの確保のためには、
プレミアムバンドや国際的協調のある周波数帯域を持つ事業者
に対しては、MNO間でのネットワークシェアリング(ローミン
グ形態、MVNO形態、アクセスNW共用形態など)のルール化
も必要**

市場支配力に応じて、段階的に規制



LTEに向けて段階的に端末のオープン化の環境整備を推進

SIMロック解除の課題

端末によってはSIMロック解除できない
手続きが煩雑(手数料、費用負担)
端末価格の動向(上昇の有無)

周波数の互換性がない

キャリアプラットフォームが使えない

検討の方向性

ガイドラインにてメーカー含め、
SIMロック解除を原則化

利用者負担の軽減
(出荷時にSIMロック解除など)

LTEの普及に向けては

LTE周波数の共通化
(周波数のイコールフットイング)
(MNO間でのネットワークシェア)

新たなプラットフォームの出現

モバイルブロードバンド普及促進のための観点

→ 周波数のイコールフットイング

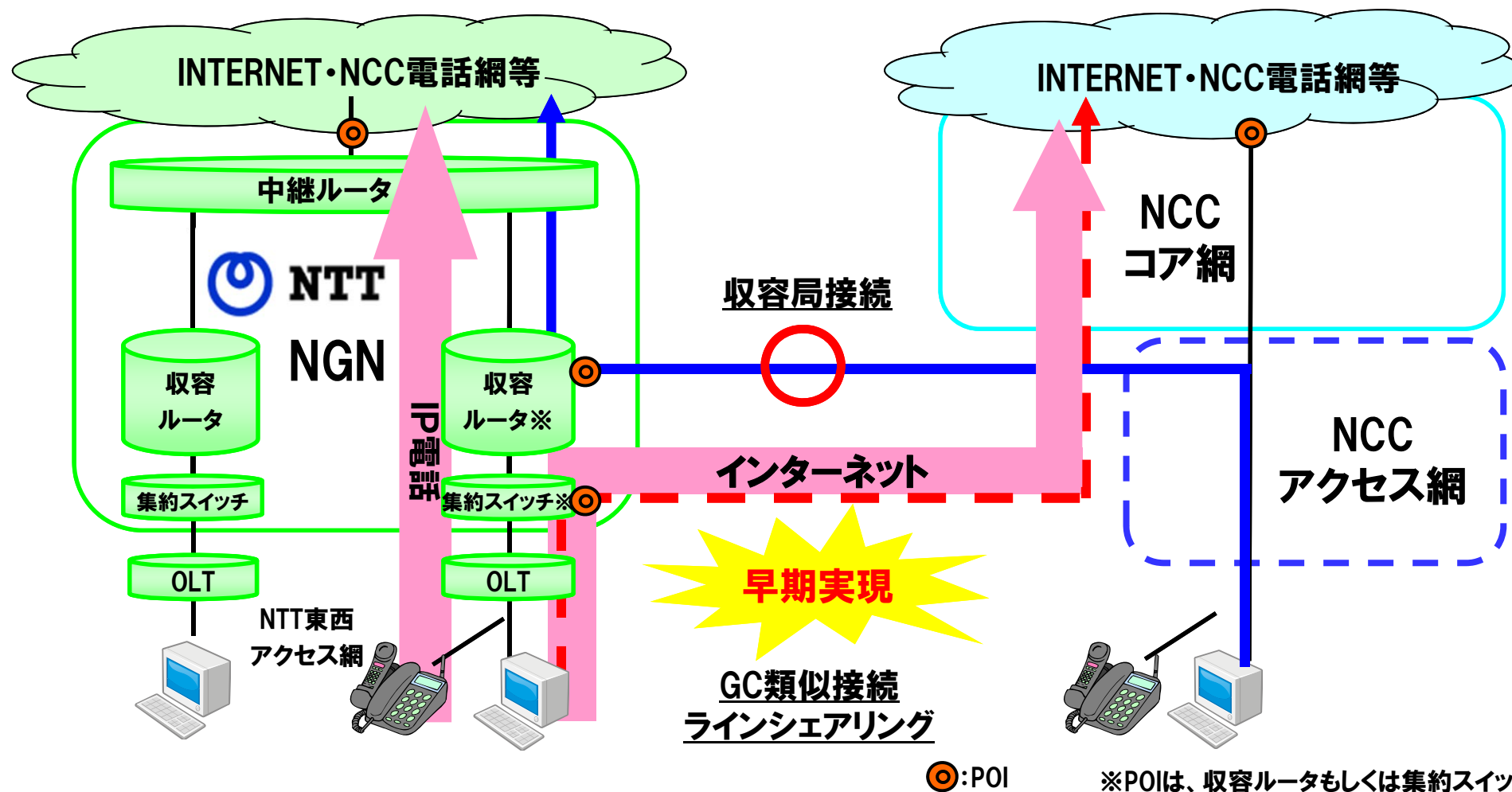
→ ドミナント規制

→ 端末のオープン化

NGNのオープン化によるサービス競争の促進

NGNアクセス網とNCCコア網を接続する形態(GC類似接続)が必要

NGNにおけるアクセス網とコア網の関係



◎:POI

※POIは、收容ルータもしくは集約スイッチ

NGNにおけるラインシェアリングが、サービス競争を活性化



周波数のイコールフットディングを確保

市場支配力に応じた段階的なドミナント規制は必要

端末のオープン化により、利用者利便を拡大

NGNはラインシェアリングを導入し、サービス競争促進

別添資料

1. 機能分離の確実な実施
2. NTTグループに対する公正競争要件
3. ラインシェアリングの課題
 - ① 優先制御について
 - ② 帯域確保について

インプットの同等性の確保は、ファイアーウォールの前提

ファイアーウォール措置

■電気通信事業法の改正(今国会にて成立)

県域等子会社の監督

接続情報の適正管理のための体制構築

【設備部門】
接続事業者情報

【営業部門】

インプットの同等性

■ボトルネック設備の利用において、NTT東西営業部門と接続事業者は同一条件であること

<具体例>

同じ情報
空き回線やコロケ設備に係る情報
展開エリア、展開時期に係る情報

同じ手続き
回線開通に係る手続きやコスト負担
設備の構築に要する期間

同じ料金
接続料・コロケーション費用・工事費等

検証が必要

3年後の包括的検証にてNTT東西の実施状況を評価し、必要な制度の見直しを実施

2. NTTグループに対する公正競争要件

グループドミナンス

■制度的課題

- ✓ NTTの組織・業務実態との乖離
- ✓ 共同営業や連携サービスに係る市場支配力の行使

-
- ✓ 県域等子会社の問題
 - ✓ 1種指定のNTT東西と2種指定のNTTドコモ間の連携

NTTドコモ、県域等子会社等への特定関係事業者制度並びに禁止行為規制の拡充が必要

活用業務制度

■これまでの活用業務認可状況

認可時期	サービス
2003/2	済 フレッツ
2004/7 2005/1	済 OABJIP電話(集合住宅) OABJIP電話(戸建)
2006/11	済 エンドユーザ間IPv6通信
2008/2	済 NGN
2008/2	済 イーサネット

ISP?

モバイル?

公正競争を確保する要件整備をした上で外部検証性を確保、加えて公正競争を阻害した際の事後措置の設定が必要

3. ラインシェアリングの課題

ラインシェアリングにおける課題(技術・運用面)について、
実現に向けて検討が必要

	想定される課題	検討の方向性
優先制御※	事業者振分け機能が優先/ベストエフォートに係わらず、パケットを破棄することから帯域確保サービスの提供が困難	事業者の提供を ベストエフォート 型通信に限定 (3-①、②を参照)
帯域確保※	NGNの帯域管理サーバは、NCCユーザが利用中の帯域を管理出来ないため、ユーザ全員の帯域確保が困難	
事業者識別・オペレーション	同一回線上に複数事業者のユーザが存在する場合の管理が煩雑	VLAN識別子など を利用

※2011年2月22日加入光ファイバ接続料ヒアリングにて、NTT東西殿よりOSU共用の課題として提示

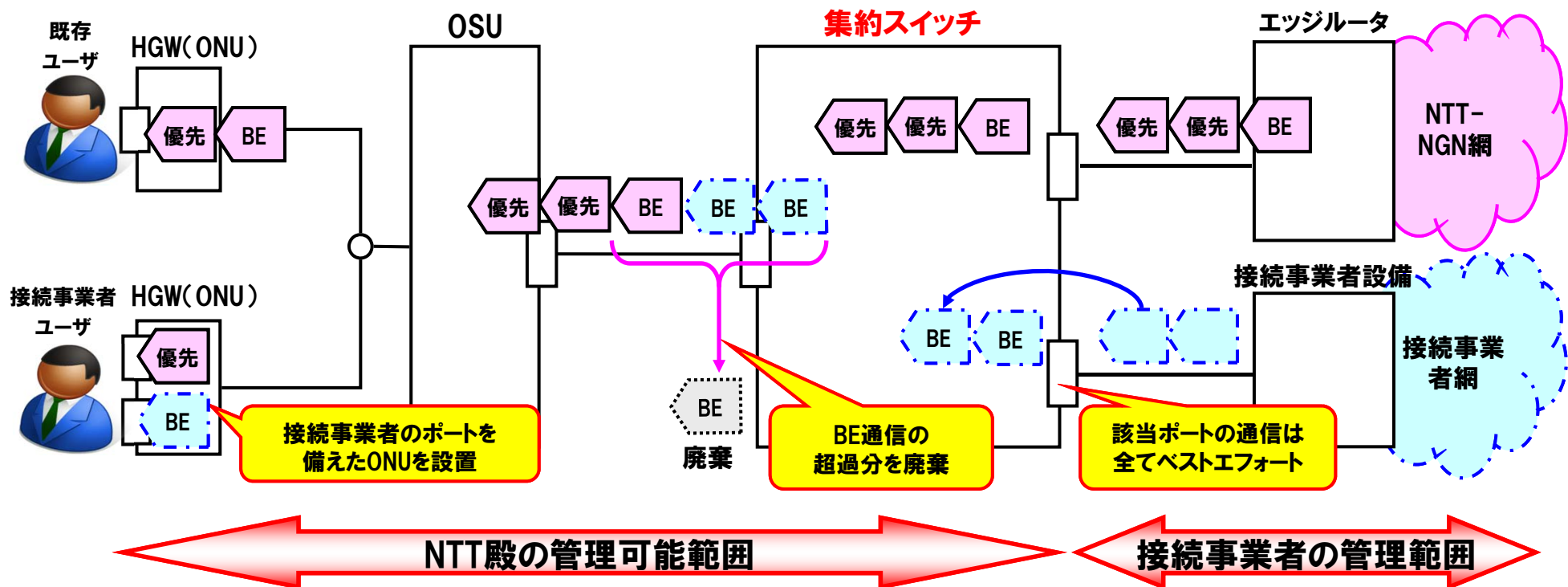
3-① 優先制御について

【想定】設備構成

- OSUとエッジルータは、直接接続されているのではなく、間に集約スイッチを設置。
- HGW～エッジルータ間で優先制御が実現されており、集約スイッチにおいて優先制御機能を実装。

【想定】接続形態

- 集約スイッチを接続点とすることにより、局内設備に大きな開発インパクト(事業者振り分け装置は不要)なく、ベストエフォート型のインターネット通信の提供は可能。



※BE = ベストエフォート型通信

3-② 帯域確保について

【想定】技術仕様

- OSUにて、帯域確保型通信の上限値(基準値)をあらかじめ設定。
- 一方、ベストエフォート型通信は、ユーザの平均トラフィックに基づき、収容ユーザ数を設定。

【想定】実現形態

- 接続事業者のサービスをベストエフォート型通信に限定すれば、NTT東西の帯域確保型通信は、従来通りNTTの帯域制御サーバにて管理可能。

